

●香川県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更に
ついて次のとおり届出があった。

令和5年7月25日

香川県知事 池田 豊人

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
令和5年 6月1日	バイス訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	有限会社バイス 代表取締役 倉田典之 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問看護
令和5年 6月1日	バイス訪問介護センターいこい 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問介護センターいこい 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	有限会社バイス 代表取締役 倉田典之 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問介護 介護予防訪問介護
令和5年 6月1日	バイスデイサービスセンター一歩・いっぽ 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	デイサービスセンター一歩・いっぽ 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	有限会社バイス 代表取締役 倉田典之 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	通所介護 介護予防通所介護
令和5年 6月1日	バイス居宅介護支援ステーションにじ 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	居宅介護支援ステーションにじ 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	有限会社バイス 代表取締役 倉田典之 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	居宅介護支援